

【国内】家畜衛生情報 R7-25

本文

＜かごしま畜コミ・インフォ＞

本県の養豚場等への野生イノシシを介した豚熱感染リスクを低減させるため、野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの第2回緊急散布を実施しますので、お知らせいたします。

記

1 散布日時

令和7年10月15日（水） [予備日 10月16日（木）]

- ・ 霧島市 午前9時から
- ・ 曾於市 午後1時半から

※ 散布日時については、天候、現地の状況等の諸事情により変更される場合があります。

2 散布場所

霧島市、曾於市

3 県民の皆様へ

野生イノシシは警戒心が強いいため、豚熱経口ワクチンの摂取に影響を与えるおそれのある散布地域への立ち入りや、経口ワクチンの人為的な持ち出し等は控えていただきますようお願いいたします。

4 その他

(1) 豚熱は、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはありません。

(2) 経口ワクチンを摂取したイノシシに由来する食品の安全性は、食品安全委員会で評価されています。

※本県の豚熱防疫対応に関する情報

<https://www.pref.kagoshima.jp/ag37/csfrisk.html>

※豚熱に関する情報（農林水産省 HP）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>

◎「豚飼養農家の皆様」におかれましては、次の3項目の対策の徹底をお願いします。

(1) ワクチンに頼らない飼養衛生管理の徹底

・ 野生動物侵入防止対策（農場の防護柵や防鳥ネットの破損等のチェックと修繕など）

・農場に出入りする人や車両等の制限。出入りする場合は、衣服及び長靴等の交換

・農場に出入りする畜産関係車両や人の入退場時、物品の搬入搬出時における消毒の徹底

・と畜出荷の際は、と畜場内での車両の水洗・消毒の徹底

・外部導入した豚の隔離と健康観察

(2)豚熱ワクチンの適時・適切な接種

(3)特定症状（紫斑，異常豚や流死産の増加，死亡豚の増加等）が認められた場合の家畜保健衛生所への早期通報

豚熱の発生予防対策としては、ワクチンだけに頼ることなく、飼養衛生管理の徹底が重要です。

引き続き、緊張感を持って、侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、本病を疑う症状等が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

☆個々の農場で！地域ぐるみで！

農場防疫（バイオセキュリティ）対策 の徹底をお願いします！！

署名

鹿児島県農政部家畜防疫対策課

TEL099-286-3297